

規 約

■〔名称及び所在地〕

第1条 ながでんスイミングスクール中野校と称し中野市西1丁目1番7号に所在する。

■〔運営〕

第2条 本スクールの運営、施設の管理（会員資格の得喪・諸会費・規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社長電スイミングスクールが行います。

■〔目標〕

第3条 本スクールの目標は、次のものとします。

1. 水泳の正しい泳法習得と水泳の楽しさを学ばせること。
2. 水泳を通じ健康な身体と明朗でガマン強く、規律正しい人格をつくること。
3. 地域のつどいの場としてふれあいの大切さ、楽しさを学せること。
4. 水泳を広義にとらえた普及と優秀選手を育成すること。

■〔指導方法〕

第4条 スクールの指導カリキュラム並びに泳力規定に基づき指導を行います。

1. 初心者は楽しく水慣れしながら基本動作のくり返し指導を行います。
2. 幼児・学童は知識や身体の発育・発達に併せて育成します。
3. 選手に適した生徒は、長期的指導カリキュラムを組み充実した練習の実施により無限の可能性を追及します。
4. 水泳指導とあわせて、礼儀、規律正しさなど必要なしつけ教育も行います。

■〔入会手続き〕

第5条 1) 各コース定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同した方とします。なお身障児・情緒不安定児等の症状の方は、面接のうえ、指導に支障ない方のみ入会手続きを行っていただきます。

2) 暴力団関係者、刺青のある方、伝染病、皮膚病、精神病等の患者及び本スクールが不適当と判断した方は入会することはできません。

3) 本スクール指定の書類に必要な事項を記入し、入会金及び初年度分の年会費、1か月分の月会費を添えて提出するものとします。ただし入会する者が18歳未満の場合は、本人と保護者の連署にて申込手続きをし、保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、別条に定める本スクールの免責につき同意をお願い致します。

■〔登録料及び、月会費〕

第6条 1) 入会者は別に定める登録料、月会費を納入するものとします。この登録料、月会費は、別条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還いたしません。

2) 月会費は口座振替となっておりますので、各指定金融機関の中から選び、手続きをしてください。振替日は毎月26日です。月の途中で休・退会される場合は、出欠の有無にかかわらずその月の会費はお返し致しません。

■〔休会・退会・時間・コース・通学方法の変更〕

第7条 1) 休会、退会、コース変更、通学方法の変更をしようとする者は別に定める届出用紙に必要な事項を記入し、その前月15日までに届け出るものとします。
※電話・口頭での届出は一切受け付けておりません。

2) 病気・事故等で1ヶ月以上休会する場合、所定の用紙にて届出をしていただきます。休会期間中の会費は休会料として1,000円（税別）を納入するものとします。

3) 休・退会の手続きをされませんと、出席の有無に関わらず会費は納入していただくようになります。

4) コース変更しようとする人は、変更希望月の前月15日までにスクール所定のコース変更用紙に記入し、コース変更料200円（税別）を添えて提出してください。

■〔会員の義務〕

第8条 会員は本スクール施設利用にあたって本規約及びそれぞれの規則に従うとともに次の事項を遵守する義務を負うものとします。

- (1) 館内及びスクールバス利用などに際しては職員の指示に従い、ルールを守ること。
- (2) 本スクールの伝統と秩序を守り、明朗活発なスポーツマンとなるよう真面目な行動をとること。
- (3) 監督・コーチ責任者に無断で各種水泳競技会に出場してはならないこと。
- (4) 本スクールの行う記録会・合宿訓練・特別強化練習・短期教室等に積極的に参加すること。

■〔健康管理その他各種義務〕

第9条 本スクール会員とその保護者は各自の健康状態に留意し、管理を行うものとします。

第10条 会員は施設の利用中には常に事故防止に留意するとともに、過失により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は速やかに損害賠償の責任を果たすものとします。

■〔保護者の義務〕

第11条 1) 保護者は入会した会員に対し、激励し積極的に練習に参加させるよう努力していただきます。

2) 保護者の住所、勤務先、電話番号等の変更の場合は直ちに書面にて届け出てください。

3) 自動車等で送迎の場合、駐車に配慮したり同伴の会員外のお子様については十分なモラルをもって監督し、静粛のうちに授業の終了を待っていただきます。

■〔料金の改定及び休業について〕

第12条 1) 本スクールの登録料、月会費等は社会情勢、経済変動等に応じて改正することがあります。

2) 本スクールは次の事由により施設及び水泳指導を休業することがあります。

- ① 気象・災害・事変によるとき
- ② 施設の改造・補修のとき
- ③ 公式記録会・各種競技大会・コーチ研修会その他のイベントがあるとき
- ④ その他やむを得ない理由のあるとき

■〔場内の管理と免責〕

第13条 本スクールは次の事項について損害賠償の責任を負わないものとします。

- ① 会員の過失による事故
- ② 本スクールの校内外で発生した盗難事故。
- ③ スクールバスが道路状況、事件、事故等やむを得ない理由により遅延し授業に参加できないことによる会員の不利益。
- ④ 別に定める「スイミングスクールご利用案内」に従ってください。

■〔会員資格の喪失〕

第14条 会員は次の場合に資格を喪失します。

- ① 退会届が受理されたとき
- ② 除名
- ③ 死亡
- ④ 施設の全てが永久に閉鎖されたとき

■〔除名〕

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。

- ① 本規約その他施設利用に関する規則等に違反したとき
- ② 本スクールの名誉もしくは信用を傷つけたり秩序を乱したとき
- ③ その他本スクールが会員として不適当と認めたとき

第16条 本スクールは除名された会員より受けた損害については除名後といえども損害賠償を請求し、補償を求めるものとします。

■〔スクールバス利用〕

第17条 スクールバスを利用される方はスクール所定の届出用紙に記入し、利用料をお払いください。
※運行は次の要領で行います。

- ① 安全運行のため、所定場所以外での乗降は行いません。運行上、指定場所を変更する場合は、当スクールにて手続きを行なった段階で実施いたします。
- ② 当社の都合により事前運休する場合は他の日での振替教室と送迎を電話でご連絡申し上げます。
※突発的事態（地震・降雪・豪雨等）と道路渋滞での遅れ及び運休の場合は、振替教室と送迎は行いません。
- ③ スクールバス内での飲食は、できるだけご遠慮願います。特にチューイングガム類は禁止いたします。
※大勢の人たちをご利用されます。公衆道徳を守りましょう。
- ④ 安全運行のため、急ブレーキをかける場合があります。スクールバスの中では、席を立ったり、窓から手・顔等を絶対に出さないでください。
- ⑤ 迎・送車どちらかご利用、もしくはご利用なさらない場合は、必ず電話連絡を行なってください。

■〔営業日程〕

第18条 本スクールの休館日は祝日に関係なく、本スクールの発行する営業日程・時間とします。また、その他やむを得ない理由が生じた場合に限り、臨時休館とします。なお臨時休館に関してのお知らせは館内に掲示します。

■〔駐車場について〕

第19条 1) 満車の場合、ご利用いただけないこともございますので、時間的に余裕をもってご利用ください。

2) 駐車場内での事故（自家用車による人身・接触・追突等）は当スイミングスクールは一切の責任をもちませんので、ご承知願います。

■〔規約の更改〕

第20条 本規約は予告無しで変更することがあります。この場合、その内容を館内に掲出し、お知らせします。

1976年4月3日施行
2019年4月1日改定